

岐阜駅北口駅前広場ほか1 施設電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜駅北口駅前広場ほか1 施設で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給設備 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 駅前広場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
岐阜駅北口駅前広場
ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
イ 標準電圧 6,600V
ウ 標準周波数 60Hz
岐阜駅南口駅前広場
ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
イ 標準電圧 6,600V
ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
令和4年12月の検針日から令和5年12月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
イ 検針日または検針日程 毎月1日の午前0:00
- (5) 需給地点及び責任分界点
岐阜駅北口駅前広場：キュービクル内の開閉器の電源側接続点
岐阜駅南口駅前広場：3端子開閉器箱の負荷側接続点
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (8) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙1のとおり

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
キ 契約電力および最大需要電力の単位は、キロワットとし、小数点以下を四捨五入する。
ク 使用電力量の単位は、キロワット時とし、小数点以下を四捨五入する。
ケ 力率の単位は、パーセントとし小数点以下を四捨五入する。
コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書送付先は別紙1のとおりとする。

ウ 請求の際には、請求書のほか、施設毎に内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること。

エ 支払いは納付書による入金のほか、指定口座への振込みとする。

(3) 現在の供給業者

岐阜電力株式会社

(4) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(5) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

仕様書 別紙1 需給場所一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	請求書送付先
1	岐阜駅北口 駅前広場	岐阜市橋本町一丁目地内	太陽光発電 2.5kW	500-8701 岐阜市司町40番地1
2	岐阜駅南口 駅前広場	岐阜市加納栄町通一丁目 ほか2地内		岐阜市役所 鉄道高架推進課

仕様書 別紙2 予定契約電力・予定使用電力量

No.	施設名	契約電力 (kW)	使用電力量(kWh)														
			区分	R4	R5											合計	
				12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
1	岐阜駅北口駅前広場	115	重負荷									4600	4700	4600			13900
			昼間	17700	16100	13800	15200	16700	14400	16500	11300	11800	10200	20600	19800	184100	
			夜間	20000	20100	17100	17500	18600	20200	16400	18500	18700	17300	20100	21000	225500	
2	岐阜駅南口駅前広場	39	夏季									9000	10300	10300			29600
			その他季	7800	8700	8300	8400	10600	11100	9900				10400	7300	82500	
合 計				45500	44900	39200	41100	45900	45700	42800	43400	45500	42400	51100	48100	535600	

※ 契約電力が 500kW 未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は 100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、その他季は夏季以外の期間とし、夏季の 10 時から 17 時までを重負荷時間としている。

昼間時間は 8 時から 22 時までの時間（重負荷時間を除く）、夜間時間は重負荷時間および昼間時間以外の時間としている。

休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日）は、終日夜間時間の料金を適用している。